

国産牛乳乳製品高付加価値化事業 実施要領 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国産牛乳乳製品高付加価値化事業 実施要領</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 J ミルク 制 定 2017 年 4 月 7 日 一部改正 2017 年 6 月 26 日 一部改正 2018 年 3 月 26 日 一部改正 2019 年 5 月 30 日 一部改正 2020 年 9 月 7 日 <u>一部改正 2021 年 3 月 15 日</u></p> <p>一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、2020 年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの国産牛乳乳製品高付加価値化事業（以下、「本事業」という。）に係る助成については、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017 年 1 月 20 日制定、<u>2021 年 2 月 19 日一部改正</u>。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 事業の内容</p> <p>J ミルクは、事業実施主体が実施する次の事業に要する費用について助成する。</p> <p>1 国産牛乳乳製品高付加価値化等の推進</p> <p>事業実施主体が、会員乳業者や専門家等で構成する検討会を設置し、地域乳業における製品の高付加価値化や<u>持続可能性を高める取り組み</u>を推進するため具体的な対策を検討し実践を推進する事業</p> <p>2 国産牛乳乳製品高付加価値化等の支援</p>	<p style="text-align: center;">国産牛乳乳製品高付加価値化事業 実施要領</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 J ミルク 制 定 2017 年 4 月 7 日 一部改正 2017 年 6 月 26 日 一部改正 2018 年 3 月 26 日 一部改正 2019 年 5 月 30 日 一部改正 2020 年 9 月 7 日</p> <p>一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、2020 年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの国産牛乳乳製品高付加価値化事業（以下、「本事業」という。）に係る助成については、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017 年 1 月 20 日制定、<u>2020 年 1 月 17 日改正</u>。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 事業の内容</p> <p>J ミルクは、事業実施主体が実施する次の事業に要する費用について助成する。</p> <p>1 国産牛乳乳製品高付加価値化の推進</p> <p>事業実施主体が、会員乳業者や専門家等で構成する検討会を設置し、地域乳業における製品の高付加価値化を推進するための<u>戦略方針及びアクションプラン</u>など具体的な対策を検討し実践を推進する事業</p> <p>2 国産牛乳乳製品高付加価値化の支援</p>

事業実施主体が、地域乳業の高付加価値化及び経営の持続可能性の強化を図るために行う次の取り組みについて助成する事業

(1) 技術・人材開発のための研修並びに SDGs の推進等

- ① 国産牛乳乳製品の高付加価値化プランの策定、技術・品質に係る改善と習得、人材開発のための研修会のほか、環境負荷の低減・ビジネスと人権に関する対応・地域社会への貢献など SDGs に関する課題解決を推進するための取り組み。
- ② 人材育成を通して経営基盤強化を図るため、若手役職員等を対象とした経営管理・マーケティング・商品開発・品質管理、環境負荷低減など SDGs に関する課題解決等の外部研修の参加及び人事交流並びに事業実施乳業者が自ら関連する研修を企画し開催する取り組み。

(2) 地域酪農と連携した商品開発並びに SDGs の推進等

- ① 同じ地域の酪農家や酪農組織と連携し、地域酪農や地域特性を生かした高付加価値化商品を開発するため関連する調査の実施や専門家の現地指導等による商品コンセプトの設計、販売戦略の構築、PR 活動等を行う取り組み。
- ② 国産牛乳乳製品の輸出促進を図るため、輸出に関する調査の実施や専門家の現地指導等を受けて、輸出戦略を構築する取り組み。
- ③ 地域における SDGs につながる活動を推進するため、関連する調査の実施や専門家の現地指導、推進体制の構築、事例作り等を行う取り組み。

(3) 優れた事業成果の共有化 (持続可能な活動等の創出)

地域乳業の持続可能な経営基盤を強化するため、地域の乳業者が連携して、必要な調査の実施や専門家の現地指導等を受け、物流の効率化や共同販売、共同 PR、SDGs への対応など、新たな活動を創出する取り組み。

なお、事業実施主体は、関係者に対してその成果の共有を図るものとする。

(4) 調査や指導等

事業実施主体が、地域乳業の高付加価値化を通して経営基盤の持続可能性を強化するために行う次の取り組みについて助成する事業

(1) 技術・人材開発のための研修等

- ① 国産牛乳乳製品の高付加価値化プランの策定、技術・品質に係る改善と習得、人材開発のための研修会の開催等を行う取り組み。
- ② 人材育成を通して経営基盤強化を図るため、若手役職員等を対象とした経営管理・マーケティング・商品開発・品質管理等の外部研修の参加及び人事交流並びに事業実施乳業者が自ら関連する研修を企画し開催する取り組み。

(2) 地域酪農と連携した商品開発等

- ① 同じ地域の酪農家や酪農組織と連携し、地域酪農や地域特性を生かした高付加価値化商品を開発するため、関連する調査の実施や専門家の現地指導等による商品コンセプトの設計、販売戦略の構築、PR 活動等を行う取り組み。
- ② 国産牛乳乳製品の輸出促進を図るため、輸出に関する調査の実施や専門家の現地指導等を受けて、輸出戦略を構築する取り組み。

《新設》

(3) 優れた事業成果の共有化

地域乳業の持続可能な経営基盤を強化するため、地域の乳業者が連携して、必要な調査の実施や専門家の現地指導等を受け、物流の効率化や共同販売、共同 PR、SDGs への対応など、新たな活動を創出する取り組み。

なお、事業実施主体は、関係者に対してその成果の共有を図るものとする。

(4) 調査や指導等

事業実施主体が上記(1)～(3)の会員乳業者等を支援するため、関連する調査や専門指導、会員乳業者等に対する取り組み支援ツールの提供等を行う取り組み。

第2 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。

なお、事業実施主体となる乳業者(以下、「事業実施乳業者」という。)は、Jミルクの一般拠出金及び酪農乳業産業基盤強化基金要領に定める基盤強化対策金の支払い実績を有するものとする。

1 第1の1の事業は、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会及び全国農協乳業協会(以下、「乳業団体」という。)

2 第1の2(1)①の事業は、乳業団体及びJミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体及びその都府県会員(以下、「地域乳業団体」という。)

3 第1の2(1)②③の事業は、事業実施乳業者

4 第1の2(2)の事業は、乳業団体、地域乳業団体または事業実施乳業者が生産者団体等と構成する自主的なネットワーク組織(以下、「酪農乳業ネットワーク」という。)

5 第1の2(3)の事業は、乳業団体、地域乳業団体または事業実施乳業者が2社以上の乳業者(子会社・関連会社は除く)で構成する自主的なネットワーク組織(以下、「乳業者ネットワーク」という。)

6 第1の2(4)の事業は、乳業団体

事業実施主体が上記(1)～(3)の会員乳業者等を支援するため、関連する調査や専門指導、会員乳業者等に対する取り組み支援ツールの提供等を行う取り組み。

第2 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。

1 第1の1の事業にあつては、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会及び全国農協乳業協会(以下、「乳業団体」という。)を事業実施主体とする。

2 第1の2(1)①の事業にあつては、乳業団体及びJミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体及びその都府県会員(以下、「地域乳業団体」という。)を事業実施主体とする。

3 第1の2(1)②の事業にあつては、Jミルクの一般拠出金及び酪農乳業産業基盤強化基金要領に定める基盤強化対策金の支払い実績がある乳業者(以下、「事業実施乳業者」という。)を事業実施主体とする。

4 第1の2(2)の事業にあつては、乳業団体及び地域乳業団体並びに事業実施乳業者が本事業を実施するために生産者または生産者団体と構成する自主的なネットワーク組織(以下、「酪農乳業ネットワーク」という。)を事業実施主体とする。

5 第1の2(3)の事業にあつては、乳業団体及び地域乳業団体並びに事業実施乳業者が本事業を実施するために2社以上の乳業者(子会社・関連会社は除く)で構成する自主的なネットワーク組織(以下、「乳業者ネットワーク」という。)を事業実施主体とする。

6 第1の2(4)の事業にあつては、乳業団体を事業実施主体とする。

<p>第3 事業の実施期間 本事業の実施期間は2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間は、<u>2021年度もしくは、2021年度から2022年度</u>までの2か年とする。</p> <p>第4 助成の対象となる費用及び助成率 《略》 第5 事業実施の手順と手続き 《略》 第6 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》 第7 帳簿等の整備保管等 《略》 第8 その他 《略》</p> <p>附則 1 この要領は、2017年4月1日から施行する。 2 この要領の改正は、2017年6月26日から施行し、2017年4月1日から適用するものとする。 3 この要領の改正は、2018年3月26日から施行し、2018年4月1日から適用するものとする。 4 この要領の改正は、2019年5月30日から施行し、2019年4月1日から適用するものとする。 5 この要領の改正は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用するものとする。 <u>6 この要領の改正は、2021年3月15日から施行し、2021年4月1日から適用するものとする。</u></p> <p>様式 《略》</p>	<p>第3 事業の実施期間 本事業の実施期間は2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間は、<u>2020年度もしくは、2020年度から2021年度</u>までの2か年とする。</p> <p>第4 助成の対象となる費用及び助成率 《略》 第5 事業実施の手順と手続き 《略》 第6 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》 第7 帳簿等の整備保管等 《略》 第8 その他 《略》</p> <p>附則 1 この要領は、2017年4月1日から施行する。 2 この要領の改正は、2017年6月26日から施行し、2017年4月1日から適用するものとする。 3 この要領の改正は、2018年3月26日から施行し、2018年4月1日から適用するものとする。 4 この要領の改正は、2019年5月30日から施行し、2019年4月1日から適用するものとする。 5 この要領の改正は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用するものとする。</p> <p>様式 《略》</p>
--	---